

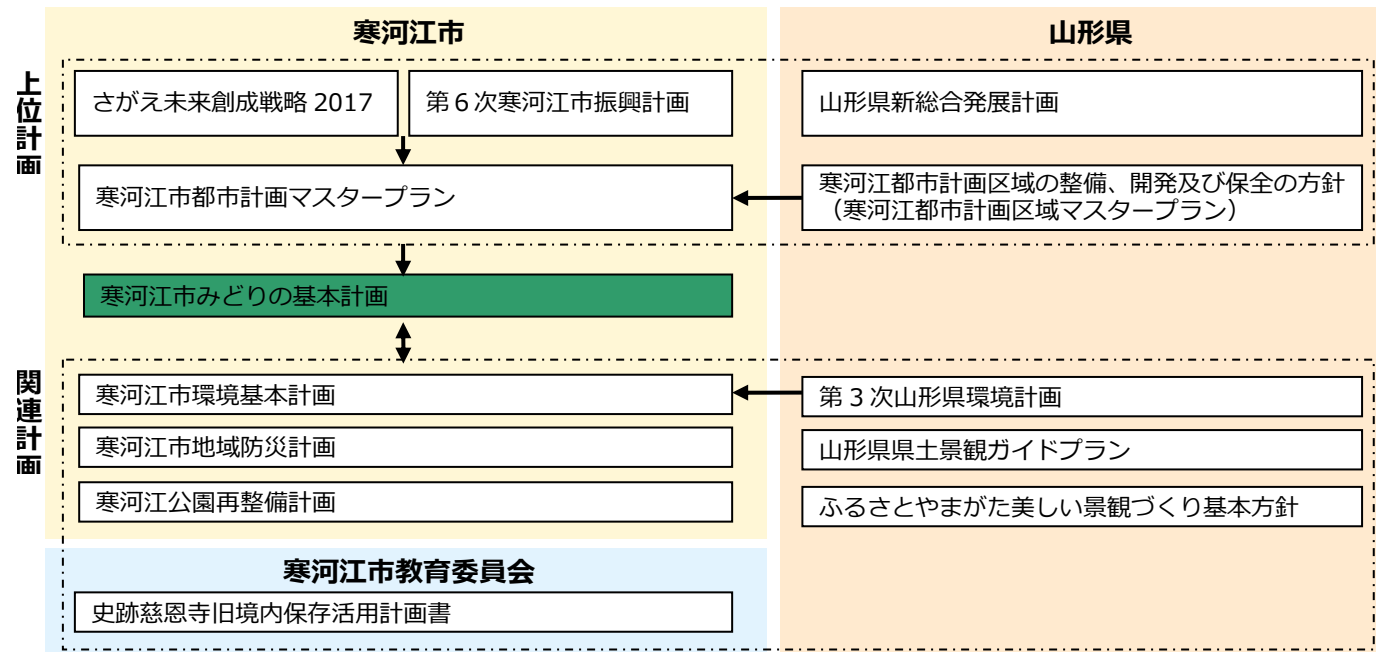
寒河江市みどりの基本計画【概要版】

1. 計画の背景

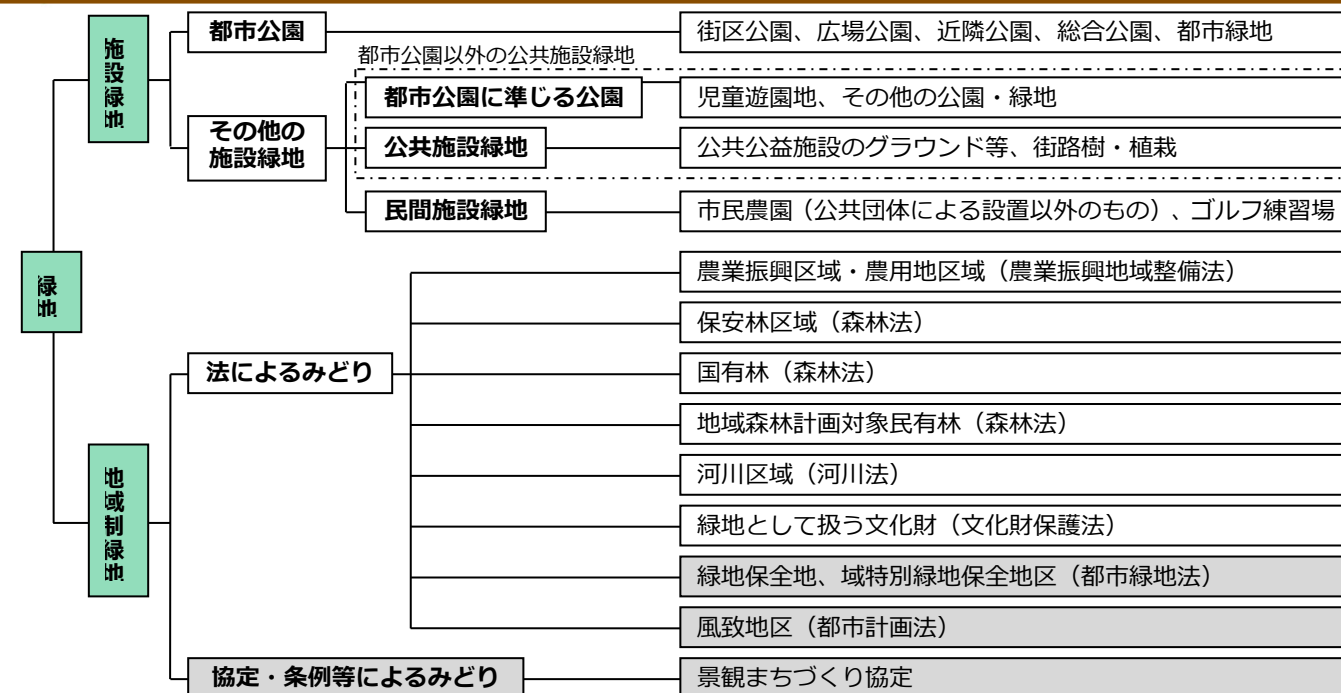
- 緑が持つ「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」といった様々な機能を十分に発揮させていくことが、これまで以上に期待されている。
- 国においても、持続可能な社会に向けて、二酸化炭素の抑制を目指した低炭素都市づくりが推奨されており、二酸化炭素の吸収源である緑の保全と創出が強く求められている。

2. みどりの基本計画とは

- 都市緑地法第4条第1項によって定められている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」
- 寒河江市みどりの基本計画は、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を示し、市民・企業・行政が一体となって、緑の保全・創出に取り組を進めていくための「指針」として策定する。



3. 対象とする緑地^{※1}



※1 グレー塗のものは今後指定を検討するもの
 ※2 都市における緑地の確保目標水準は、市街地面積に対して概ね30%以上とすることが望ましいと考えられている。 (「緑の基本計画ハンドブック」より)
 ※3 都市における緑地の確保目標水準は、住民1人あたり面積20㎡以上とすることが望ましいと考えられている。 (「緑の基本計画ハンドブック」より)

4. 緑地の現況・課題

| 区分 | 用途地域内 | | 都市区域内 | | 市域内 | |
|---------------|---------|--------|----------|---------|-----------|---------|
| | 面積 (ha) | 構成比 | 面積 (ha) | 構成比 | 面積 (ha) | 構成比 |
| 施設緑地 | 43.79 | (4.9%) | 99.84 | (2.0%) | 99.84 | (0.7%) |
| 都市公園 | 21.76 | (2.4%) | 85.28 | (1.7%) | 86.64 | (0.6%) |
| 都市公園以外の公共施設緑地 | 0.43 | (0.0%) | 2.29 | (0.0%) | 2.75 | (0.0%) |
| 児童遊園地 | 3.81 | (0.4%) | 46.94 | (0.9%) | 46.94 | (0.3%) |
| その他の公園・緑地 | 9.62 | (1.1%) | 24.47 | (0.5%) | 25.37 | (0.2%) |
| 公共公益施設のグラウンド等 | 7.90 | (0.9%) | 11.58 | (0.2%) | 11.58 | (0.1%) |
| 街路樹・植栽 | 0.70 | (0.1%) | 1.73 | (0.0%) | 1.73 | (0.0%) |
| 民間施設緑地 | 5.49 | (0.6%) | 2,321.75 | (45.4%) | 10,738.65 | (77.2%) |
| 法によるみどり | 0.89 | (0.1%) | 1,821.51 | (35.7%) | 3,274.30 | (23.6%) |
| 農用地区域 | 0.00 | (0.0%) | 229.08 | (4.5%) | 7,154.76 | (51.5%) |
| 森林地域 | 4.56 | (0.5%) | 226.40 | (4.4%) | 264.78 | (1.9%) |
| 河川区域 | 0.04 | (0.0%) | 44.76 | (0.9%) | 44.81 | (0.3%) |
| 緑地として扱う文化財 | 71.74 | (8.0%) | 2,508.60 | (49.1%) | 10,926.86 | (78.6%) |
| 緑地の合計 | 902.00 | - | 5,109.00 | - | 13,903.00 | - |
| 各区域の全体面積 | | | | | | |

- 市の貴重な財産である豊かな緑資源を**保全**していくことが必要
- 既存の緑の資源を含め、ニーズに合った質の高い緑を**創出**していくことが必要
- 緑の資源の持つ効果を最大限に発揮できるように、**活用**していくことが必要
- 緑の資源に対する愛着と誇りを育むために、**協働**してまちづくりを行うことが必要

5. 基本理念

- 寒河江市の貴重な財産である豊かな自然や歴史・文化と一体になった緑をみんなで守り、活かし(つなぎ)、親しみを持って育てていくために、基本理念を以下のように掲げる。

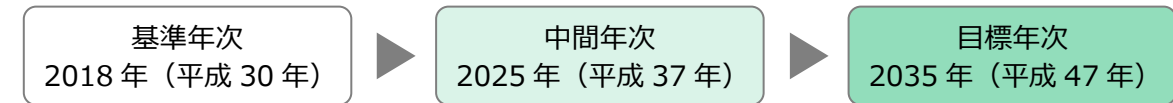
誇るべき歴史・文化と豊かな自然を活かし、人とまちを育むスマイルシティ 寒河江

6. 対象区域

- 基本的に寒河江都市計画区域5,109haを対象とする。ただし、景観など必要に応じて都市計画区域外の区域も含めて考えていく。

7. 計画期間

- 概ね20年間とし、目標年次は2035年とする。なお、今後の社会・経済情勢、住民ニーズの変化や時代の動向などの様々な要因により、必要に応じて計画内容の見直しや充実を図る。



8. 目標水準

◆ 緑地の確保目標

- 今後は、計画されている公園等の都市施設の整備を進めるとともに、森林や農用地、河川、既存の公園・緑地等の維持・保全を図ることで、以下の目標値の緑地を確保することを目標とする。

| | 現況 | 目標年次 2035年 (平成47年) |
|---------|--------------------|----------------------------|
| 用途地域内 | 71.74ha (8.0%) | 95ha (約10% ^{※2}) |
| 都市計画区域内 | 2,508.60ha (49.1%) | 2,554ha (約50%) |

◆ 都市公園の確保目標

- 今後は、計画されている落衣前第1号公園(+0.40ha)、寒河江公園(+21.0ha)、最上川寒河江緑地(+20.9ha)の整備を進め、以下の目標値の都市公園を確保することを目標とする。

| | 現況 | 目標年次 2035年 (平成47年) |
|--------------------------|---------------------|------------------------|
| 都市公園面積 | 99.84ha (=998,400㎡) | 142.14ha (=1,421,400㎡) |
| 都市計画区域人口 1人当たりの都市公園面積 | 24.20㎡/人 | 39.14㎡/人 ^{※3} |

◆ その他の緑地の目標

- 公共施設の緑化充実及び市民や事業所をはじめとする民間の緑化支援により、各上位・関連計画に掲げられている緑地に関する目標値を達成することを目指す。

寒河江市みどりの基本計画【概要版】

9. 基本方針・施策体系

基本方針1 歴史と自然豊かな緑を守る

1) 都市緑地の保全

- ①適正な土地利用による保全 ②まちなかの緑の維持 ③公園・緑地等の緑の保全

2) 水辺の保全

- ①美しい水辺環境の保全 ②生物多様性の確保 ③河川管理者との連携

3) 農用地の保全

- ①農地の保全 ②美しい田園景観の維持

4) 森林の保全

- ①まとまりのある森林の保全 ②法や条例などの活用

5) 歴史的・文化的な緑の保全

- ①社寺と史跡の緑の保全 ②重要な樹木の保全 ③法や条例などの活用

基本方針2 質の高い緑をつくる

1) 質の高い公園・緑地の創出

- ①安全で快適な公園・緑地の整備 ②緑地の拡充 ③公園施設長寿命化計画の推進

2) 公共性の高い場所の緑化

- ①公共施設等の緑化 ②まちなかの緑化

3) 民有地の緑化

- ①住宅地の緑化の推進 ②商業地の緑化の推進 ③工業地の緑化の推進

4) 緑のネットワークの形成

- ①河川・幹線道路の緑化による連続性のある緑の確保 ②河川や農業用水路の沿道の整備

基本方針3 豊かな緑とふれあう

1) 観光資源としての活用

- ①慈恩寺の魅力向上 ②体験滞在型レクリエーションゾーンの維持形成 ③交流拠点に隣接する公園の活用

2) 環境教育・環境学習の推進

- ①環境教育の体制づくり ②教育・学習の場としての活用

3) エネルギー資源としての活用

- ①森林資源の活用 ②農業用水の活用

基本方針4 みんなで緑にあふれたまちを育む

1) 緑に関わる機会づくり

- ①緑に関する情報共有 ②イベント等の開催 ③推進体制の強化

2) 緑に関する活動への支援

- ①人材育成・人材ネットワークの形成 ②「寒河江市まちづくり基金」の活用

10. 総合的な緑地の配置方針

- 最上川、寒河江川の大規模な河川や、市街地の河川や街路樹、植栽等の緑の軸を活用し、大規模な公園・緑地、慈恩寺といった拠点となる大きな緑とのネットワークを形成する。

11. 緑化重点地区

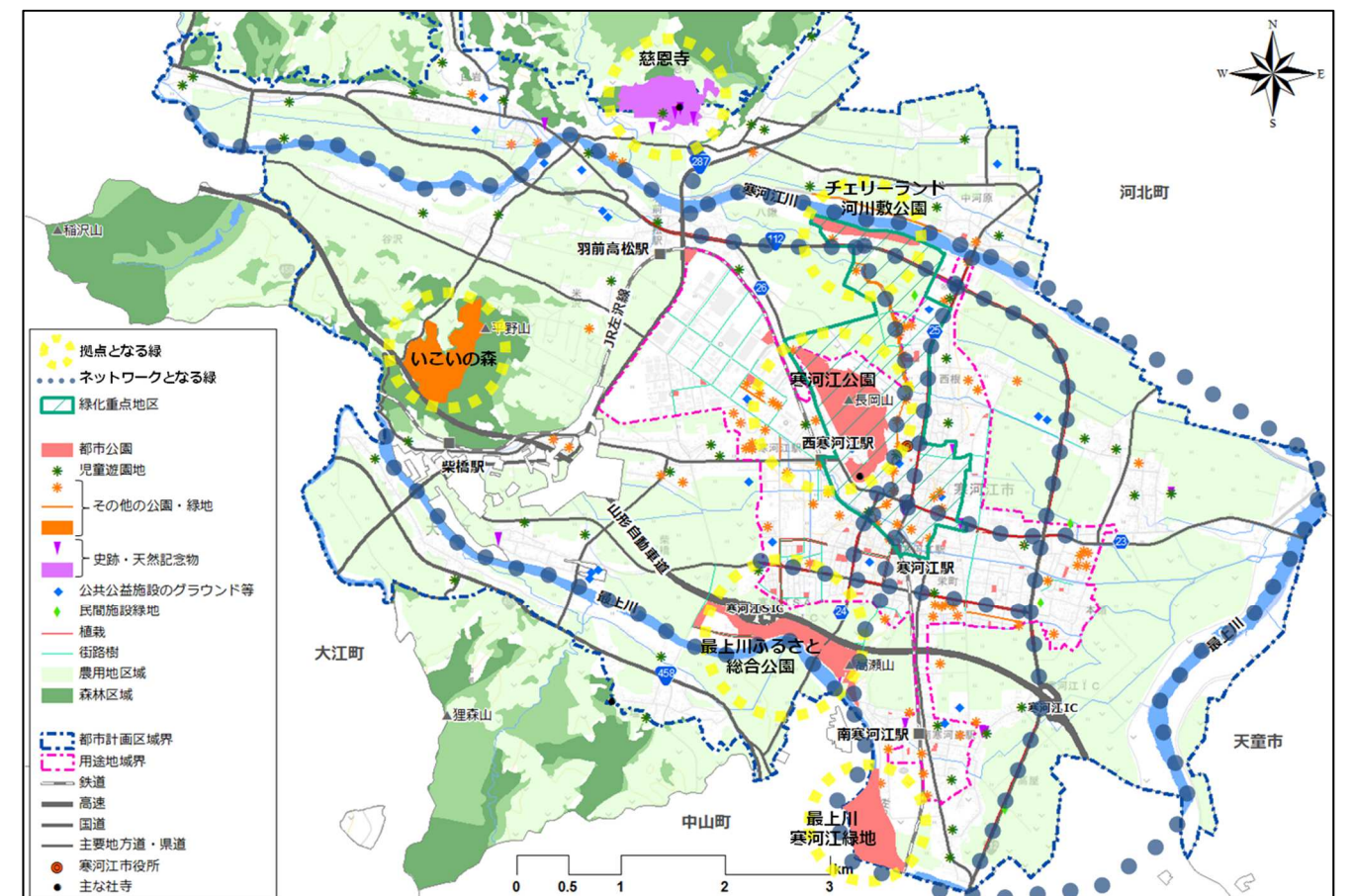
- 都市緑地法において「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置づけられており、これからの緑のまちづくりのモデル地区となる。緑化重点地区で推進する具体的な緑化の方向性や緑化手法などは、市内の他の地区において緑化を進めていく際の手本となる役割を持つ。住民及び事業者等において、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等それぞれの立場で自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待される。

緑化重点地区の視点

- 駅前などの都市のシンボルとなる地区 ○特に緑が少ない地区
- 都市の風致の維持・創出が特に重要な地区 ○市街地再開発事業など面的な開発が行われる予定の地区
- 避難地の面積が十分でないなどの防災上の課題があり、緑化の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- 緑化の推進に関して住民意識が高い地区 ○都市公園を格として住民の憩いの場の創出を図る地区
- ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区（緑の基本計画ハンドブックより）

以上の視点を踏まえ、寒河江市の緑化重点地区は、以下のとおりとします。

道の駅寒河江（チェリーランド）周辺や寒河江公園、それらをつなぐ二ノ堰と沼川、また市の顔となる駅や市役所などの公共施設があり、その周辺の幹線道路や公園・緑地、学校、寺社、史跡を含む区域とします。



総合的な緑地の配置方針図・緑化重点地区位置図